

畜産特別支援資金融通事業実施要綱

	平成25年2月26日付け24農畜機第4699号
一部改正	平成25年4月1日付け24農畜機第5348号
一部改正	平成25年4月23日付け25農畜機第302号
一部改正	平成25年5月22日付け25農畜機第838号
一部改正	平成25年8月22日付け25農畜機第2242号
一部改正	平成25年11月20日付け25農畜機第3500号
一部改正	平成26年2月24日付け25農畜機第4771号
一部改正	平成26年3月17日付け25農畜機第5199号
一部改正	平成26年3月31日付け25農畜機第5602号
一部改正	平成26年4月18日付け26農畜機第269号
一部改正	平成26年5月22日付け26農畜機第885号
一部改正	平成26年8月21日付け26農畜機第2256号
一部改正	平成26年11月19日付け26農畜機第3574号
一部改正	平成26年12月19日付け26農畜機第3763号
一部改正	平成27年2月20日付け26農畜機第4940号
一部改正	平成27年4月1日付け26農畜機第5265号
一部改正	平成27年5月22日付け27農畜機第960号
一部改正	平成27年8月20日付け27農畜機第2371号
一部改正	平成27年11月20日付け27農畜機第3711号
一部改正	平成27年12月16日付け27農畜機第4086号
一部改正	平成28年1月20日付け27農畜機第4504号
一部改正	平成28年2月22日付け27農畜機第5029号
一部改正	平成28年3月31日付け27農畜機第5427号
一部改正	平成28年5月25日付け28農畜機第963号
一部改正	平成28年6月27日付け28農畜機第1648号
一部改正	平成28年7月25日付け28農畜機第2175号
一部改正	平成28年8月24日付け28農畜機第2563号
一部改正	平成28年9月28日付け28農畜機第3068号
一部改正	平成28年10月21日付け28農畜機第3570号
一部改正	平成28年11月24日付け28農畜機第4192号
一部改正	平成28年12月20日付け28農畜機第4591号
一部改正	平成29年1月24日付け28農畜機第5129号
一部改正	平成29年2月21日付け28農畜機第5674号
一部改正	平成29年3月17日付け28農畜機第6297号
一部改正	平成29年3月28日付け28農畜機第6423号
一部改正	平成29年5月26日付け29農畜機第1134号
一部改正	平成29年8月23日付け29農畜機第2778号
一部改正	平成29年9月22日付け29農畜機第3251号
一部改正	平成29年10月19日付け29農畜機第3251号
一部改正	平成29年11月17日付け29農畜機第4376号

一部改正 平成29年12月21日付け29農畜機第4929号
一部改正 平成30年1月30日付け29農畜機第5565号
一部改正 平成30年2月22日付け29農畜機第5998号
一部改正 平成30年3月16日付け29農畜機第6495号
一部改正 平成30年3月28日付け29農畜機第6841号
一部改正 平成30年4月18日付け30農畜機第395号
一部改正 平成30年5月23日付け30農畜機第1189号
一部改正 平成30年6月22日付け30農畜機第1887号
一部改正 平成30年7月27日付け30農畜機第2400号
一部改正 平成30年8月20日付け30農畜機第2870号
一部改正 平成30年9月25日付け30農畜機第3486号
一部改正 平成30年10月19日付け30農畜機第3987号
一部改正 平成30年11月19日付け30農畜機第4545号
一部改正 平成30年12月25日付け30農畜機第5240号
一部改正 平成31年1月24日付け30農畜機第5862号
一部改正 平成31年2月21日付け30農畜機第6585号
一部改正 平成31年2月26日付け30農畜機第6643号

畜産経営は、短期の運転資金から長期の設備資金まで多額の資金が必要となること、出荷までに長期間を要し、資金の回収に時間がかかること、素畜費、飼料費等の資材費や生産物の価格変動が大きいこと、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合、患畜の殺処分等により、経営再開のための多額の資金が必要となる等の特徴を有している。

このような特徴の下、飼料等の経営資材の高騰時や畜産物価格の低迷時及び伝染病発生時には、当面の運転資金が工面できなかつたり、多額の借入金の償還ができなかつたために経営を中止せざるを得ない場合や経営継承ができないといった事態が生じることが少なくない。

また、近年、金融分野においては、融資機関が在庫等棚卸資産の管理状況等を通じて経営状況を把握し、これを基に融資を行う動産担保融資（Asset-Based Lending）（以下「ABL」という。）が進展しつつある。畜産分野におけるABL（以下「畜産ABL」という。）の利用は資金調達の円滑化に資するものであるが、畜産ABLの導入には、家畜等の管理状況等のモニタリングを通じた経営状況の把握に加え、貸倒時の家畜の処分体制の構築等が必要であることや、畜産経営においてABLに関する認知が必ずしも十分でないことから、その導入推進に当たっては、これらの課題を解決する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、大家畜及び養豚経営に対する借入金の償還に要する低利の資金（以下「畜産特別資金」という。）の融通に伴う利子補給事業、家畜伝染病発生により影響を受けた畜産経営に対する低利の資金の融通に伴う利子補給事業、配合飼料価格の上昇により影響を受けた畜産経営に対する低利の資金（以下「家畜飼料特別支援資金」という。）の融通に伴う利子補給事業、農業信用基金協会が行う畜産特別

資金及び家畜飼料特別支援資金に係る保証債務の弁済の事業、畜産ABLの導入を推進する事業等に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって大家畜及び養豚経営の改善と国内畜産生産基盤の維持・発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体及び事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 畜産特別資金融通事業

大家畜及び養豚経営に対して畜産特別資金の融通を行った融資機関に対する利子補給、資金借受者に対する経営改善指導、債務保証に対する支援等を行う事業であり、別添1のとおりとする。

2 家畜疾病経営維持資金融通事業

高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生により影響を受けた畜産経営に対して経営の再開、継続及び維持に必要な低利資金の融通を行った融資機関に対する利子補給等を行う事業であり、別添2のとおりとする。

3 家畜飼料特別支援資金融通事業

畜産経営に対して家畜飼料特別支援資金の融通を行った融資機関に対する利子補給、債務保証に対する支援等を行う事業であり、別添3のとおりとする。

4 畜産動産担保融資導入推進事業

畜産経営において畜産ABLを利用できる環境整備を進めるため、導入拡大に係る課題の検討、課題を解決するためのモデル実証等に対する支援等を行う事業であり、別添4のとおりとする。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）

本要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5348号）

1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 (平成25年4月23日付け25農畜機第303号)

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農畜機第5215号)(以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱による補助については、本要綱による補助とみなす。
- 4 第2項の規定による廃止前の旧要綱に規定される事業の実績報告、帳簿の整備保管等については、なお従前の例による。
- 5 この要綱の改正に伴い、改正前の要綱第1の規定に基づく社団法人中央畜産会が平成25年2月26日からこの要綱の別添1の第3から第8まで、別添2の第2から第3まで及び別添3の第2から第3までの事業を実施している場合の補助については、この要綱による補助とみなす。

附 則 (平成25年5月22日付け25農畜機第838号)

この要綱の改正は、平成25年5月22日から施行する。

附 則 (平成25年8月22日付け25農畜機第2242号)

この要綱の改正は、平成25年8月22日から施行する。

附 則 (平成25年11月20日付け25農畜機第3500号)

この要綱の改正は、平成25年11月20日から施行する。

附 則 (平成26年2月24日付け25農畜機第4771号)

この要綱の改正は、平成26年2月24日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日付け25農畜機第5199号)

この要綱の改正は、平成26年3月17日から施行し、平成26年3月19日から適用する。

附 則 (平成26年3月31日付け25農畜機第5602号)

この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月18日付け26農畜機第269号)

この要綱の改正は、平成26年4月18日から施行する。

附 則 (平成26年5月22日付け26農畜機第885号)

この要綱の改正は、平成26年5月22日から施行し、平成26年5月23日から適用する。

附 則 （平成26年8月21日付け26農畜機第2256号）

この要綱の改正は、平成26年8月21日から施行する。

附 則 （平成26年11月19日付け26農畜機第3574号）

この要綱の改正は、平成26年11月19日から施行し、平成26年11月20日から適用する。

附 則 （平成26年12月19日付け26農畜機第3763号）

この要綱の改正は、平成26年12月19日から施行する。

附 則 （平成27年2月20日付け26農畜機第4940号）

この要綱の改正は、平成27年2月20日から施行する。

附 則 （平成27年4月1日付け26農畜機第5265号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成27年5月22日付け農畜機第960号）

この要綱の改正は、平成27年5月22日から施行し、平成27年5月27日から適用する。

附 則 （平成27年8月20日付け農畜機第2371号）

この要綱の改正は、平成27年8月20日から施行する。

附 則 （平成27年11月20日付け農畜機第3711号）

この要綱の改正は、平成27年11月20日から施行する。

附 則 （平成27年12月16日付け農畜機第4086号）

この要綱の改正は、平成27年12月16日から施行し、平成27年12月18日から適用する。

附 則 （平成28年1月20日付け27農畜機第4504号）

この要綱の改正は、平成28年1月20日から施行し、平成28年1月21日から適用する。

附 則 （平成28年2月22日付け27農畜機第5029号）

この要綱の改正は、平成28年2月22日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日付け27農畜機第5427号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 (平成28年5月25日付け28農畜機第963号)
この要綱の改正は、平成28年5月25日から施行する。

附 則 (平成28年6月27日付け28農畜機第1648号)
この要綱の改正は、平成28年6月27日から施行する。

附 則 (平成28年7月25日付け28農畜機第2175号)
この要綱の改正は、平成28年7月25日から施行する。

附 則 (平成28年8月24日付け28農畜機第2563号)
この要綱の改正は、平成28年8月24日から施行する。

附 則 (平成28年9月28日付け28農畜機第3068号)
この要綱の改正は、平成28年9月28日から施行する。

附 則 (平成28年10月21日付け28農畜機第3570号)
この要綱の改正は、平成28年10月21日から施行する。

附 則 (平成28年11月24日付け28農畜機第4192号)
この要綱の改正は、平成28年11月24日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日付け28農畜機第4591号)
この要綱の改正は、平成28年12月20日から施行する。

附 則 (平成29年1月24日付け28農畜機第5129号)
この要綱の改正は、平成29年1月24日から施行する。

附 則 (平成29年2月21日付け28農畜機第5674号)
この要綱の改正は、平成29年2月21日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日付け28農畜機第6297号)
この要綱の改正は、平成28年3月17日から施行し、平成28年3月21日から適用する。

附 則 (平成29年3月28日付け28農畜機第6423号)
1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
2 平成28年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 (平成29年5月26日付け29農畜機第1134号)
この要綱の改正は、平成29年5月26日から施行する。

附 則 (平成29年8月23日付け29農畜機第2778号)
この要綱の改正は、平成29年8月23日から施行する。

附 則 (平成29年9月22日付け29農畜機第3251号)
この要綱の改正は、平成29年9月22日から施行する。

附 則 (平成29年10月19日付け29農畜機第3774号)
この要綱の改正は、平成29年10月19日から施行する。

附 則 (平成29年11月17日付け29農畜機第4376号)
この要綱の改正は、平成29年11月20日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日付け29農畜機第4929号)
この要綱の改正は、平成29年12月21日から施行する。

附 則 (平成30年1月30日付け29農畜機第5565号)
この要綱の改正は、平成30年1月30日から施行する。

附 則 (平成30年2月22日付け29農畜機第5998号)
この要綱の改正は、平成30年2月22日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日付け29農畜機第6495号)
この要綱の改正は、平成30年3月16日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日付け29農畜機第6841号)
1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
2 平成29年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 (平成30年4月18日付け30農畜機第395号)
この要綱の改正は、平成30年4月18日から施行する。

附 則 (平成30年5月23日付け30農畜機第1189号)
この要綱の改正は、平成30年5月23日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日付け30農畜機第1887号)
この要綱の改正は、平成30年6月22日から施行する。

附 則 (平成30年7月27日付け30農畜機第2400号)
この要綱の改正は、平成30年7月27日から施行する。

附 則 （平成30年8月20日付け30農畜機第2870号）
この要綱の改正は、平成30年8月20日から施行する。

附 則 （平成30年9月25日付け30農畜機第3486号）
この要綱の改正は、平成30年9月25日から施行する。

附 則 （平成30年10月19日付け30農畜機第3987号）
この要綱の改正は、平成30年10月19日から施行する。

附 則 （平成30年11月19日付け30農畜機第4545号）
この要綱の改正は、平成30年11月19日から施行する。

附 則 （平成30年12月25日付け30農畜機第5240号）
この要綱の改正は、平成30年12月25日から施行する。

附 則 （平成31年1月24日付け30農畜機第5862号）
この要綱の改正は、平成31年1月24日から施行する。

附 則 （平成31年2月21日付け30農畜機第6585号）
この要綱の改正は、平成31年2月21日から施行する。

附 則 （平成31年2月26日付け30農畜機第6643号）
この要綱の改正は、平成31年2月26日から施行する。